



2 介護保険

2-2 介護サービスを受けるには

(1) どのようなとき

65歳以上で介護が必要な場合、または、40歳～64歳で老化に起因する特定疾病（16種類）により介護が必要になったときに限って、介護サービスを受けられます。

(2) 要介護認定

介護サービスを受けるには、市区町村の役所に申請書を提出し、介護の必要度について、「要介護認定」を受ける必要があります。申請を受けて認定調査が行われ、その結果と医師の意見書をもとに、介護認定審査会で、介護の必要度が判定されます。（要支援1・2、要介護1～5の7段階）